

商品説明書

(平成25年10月21日現在)

| | |
|--|---|
| 1. 商品名 | ・自動とりまとめ定期預金 (愛称) 特典付積立《りぼん》 |
| 2. 商品概要 | <p>・この口座にお預け入れいただく1件ごとの定期預金(以下「個別定期」といいます)は、すべてあらかじめご指定いただいた日(とりまとめ日または目標日)を満期日とします。ただし、個別定期の預入日から最初に到来するとりまとめ日までの期間が1ヵ月未満の場合は、その次に到来するとりまとめ日を満期日とします。</p> <p>なお、満期日が到来した個別定期は、契約時にご指定していただいた次の方法によりお取り扱いします。</p> <p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none">・個別定期の満期日は、預入日後の最初のとりまとめ日とします。預入後最初のとりまとめ日までの期間が1ヵ月に満たない場合は、その次のとりまとめ日を満期日とします。・満期日が到来した各個別定期は、元利金ともとりまとめて合算し、次回とりまとめ日を満期日とする定期預金としてこの口座に預け入れます。・初回とりまとめ日は、口座開設日から1ヵ月以上5年以内の日を任意に指定することができます。初回とりまとめ日以降のとりまとめ日は、一定期間(3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年から選択)ごとに設定することができます。 <p>【目標日指定型】</p> <ul style="list-style-type: none">・この口座は前記【一般型】の取扱に加え、この口座の契約期限として、口座開設日の1ヵ月後の応当日以後の任意の日を目標日として指定することができます。目標日の指定がある場合は、目標日にこの口座のすべての個別定期を自動的に解約し、元利金とも指定入金口座に入金します(入金口座の指定がない場合等は、目標日以降はとりまとめ・継続等の取扱を停止します)。・とりまとめ日の指定がない場合には、口座開設日から1ヵ月以上5年以内の日を目標日として指定していただきます。・最終とりまとめ日から目標日までの期間が1ヵ月未満となる場合は、最終とりまとめ日ではとりまとめを行いません。この場合および最終とりまとめ日以降のお預け入れは、目標日を個別定期(最終とりまとめ日にとりまとめられた個別預金を含みます)の満期日とします。・お預入日から目標日までの期間が1ヵ月未満の場合は、お預け入れできません。 |
| 3. 期間 | <p>・口座に預け入れられた個別定期について、払い戻しに関する期間の定め(満期日)があります。</p> <p>・なお、積立口座の契約期限(目標日)として、契約開始日の1ヵ月後の応当日以後の日を、任意に指定することができます。</p> |
| 4. ご利用可能な方 | ・個人および法人のお客さま |
| 5. お預入方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額 | <p>・あらかじめ指定した日に、普通預金または当座からの口座振替によってスーパー定期または大口定期として預け入れることができます。また、随時に預け入れることもできます。</p> <p>・口座振替の場合、振替指定日が銀行休業日の場合も振替指定日当日に振替を行います。また、総合口座取引による貸越やカードローンの自動融資機能を利用しての振替は行いません。</p> <p>・口座振替による預け入れは1,000円以上1円単位、随時お預け入れの場合はいくらからでも預け入れられます。ただし、この口座が総合口座取引の担保として組み入れられている場合は、10,000円以上1円単位とします。</p> |

| | |
|---|--|
| 6. 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の国内本支店窓口（原則として、その定期預金をお預け入れいただいている取引店に限ります）で、この口座に預け入れられた個別定期の満期日以後に、元金と利息を払い戻します。 ・ 目標日の指定がある場合は、目標日（入金口座の解約等により目標日以後となる場合があります）に一括して解約し、元金と利息をあらかじめ指定の入金口座に入金します。 ・ 事前に、この口座に預け入れられた個別定期の満期日に、一定の金額または口座の残高全額を払い戻すように指定がある場合には、指定どおりの手続により元金と利息を入金口座に入金します。なお、解約した元金と利息についてこの入金の手続の後に残額がある場合には、その残額をこの預金に預け入れます。 ・ この預金口座が総合口座取引の担保として組み入れられている場合には、個別定期の解約元利金の入金口座は、総合口座普通預金に限定されます。 |
| 7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利息支払 (3) 計算方法 (4) 課 税 | <ul style="list-style-type: none"> ・ この口座に預け入れられるスーパー定期と大口定期については、そのお預入日・お預入金額・お預入日数に応じて、店頭表示の利率を適用します。 （注）それぞれの定期預金の満期日の定め方・金利については、窓口におたずねください。 ・ 各定期預金の満期日前の解約時、また、満期日を過ぎての解約時に適用される利率については、それぞれスーパー定期または大口定期の定めによります。 ・ この口座に預け入れられた各定期預金の利息は、前記「払戻方法」にある指定口座への入金等により支払う以外は、この口座に定期預金として再び預け入れられます。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもとに、利息を計算します。 ・ 個人のお客さまは分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%（※））、法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）となります。 （※）復興特別所得税が付加されております。 ・ 法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続を店頭で行うことによりマル優（非課税）の取扱を受けることができます。 |
| 8. 手数料 | <p style="text-align: center;">—————</p> |
| 9. 付加できる特約事項 ○総合口座取引 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のお客さまの場合、この口座を総合口座取引の担保として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（当座貸越といえます）を利用することができます。 なお、貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。 ・ この預金口座と、《ベスト・ユニット》または《いずみ》を同時に総合口座取引の担保に組み入れることはできません。 |
| 10. 預金保険の適用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。 |
| 11. 元本欠損リスクと要因 | <p style="text-align: center;">—————</p> |
| 12. 権利行使上の制限・中途解約の制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、スーパー定期・大口定期それぞれの中途解約利率を適用します。 |
| 13. 想定されるリスク | <p style="text-align: center;">—————</p> |

